

【自動車リサイクル】

平成17年1月1日より自動車リサイクル法がスタートしました。

自動車リサイクル法とは、資源の無駄をしないように車のリサイクルについてメーカー、関連事業者、車の所有者の役割を決めた法律です。

対象の自動車は、原則としてすべての四輪自動車（例外あり）です。この法律によって、車を所有されている方はリサイクル料金を支払うことが必要となります。

リサイクル料金 ～ 車のシュレッダーダスト、フロンガス、エアバックのリサイクルの適正処理に必要な料金

リサイクル料金の支払う時期

新車	購入時に新車ディーラー等へ	※所有の自動車のリサイクル料金を支払った車を売った場合、その車のリサイクル料金は後日、戻ります
今乗っている自動車	車検時に整備事業者、運輸支局の窓口へ	
車検前に廃車となる自動車	廃車時に廃車の引取り業者へ	最終所有者の負担



【二輪車リサイクル】

平成16年10月1日より、国内二輪車メーカー4社と輸入事業者11社の自主的な取組みにより、廃棄オートバイを回収し、資源の有効活用、適正処理を行ないます。

この仕組みは、廃棄オートバイをオートバイ販売所や所定の取引窓口において引取り、これらをリサイクル施設において適正にリサイクル・処理を行なうものです。

廃棄時にリサイクル料が発生

オートバイの引取りを行なう販売店・引取り窓口やお支払いが必要になる費用等の詳細は下記までお問合せください。

お問合せ先

二輪車リサイクルコールセンター 電話 (03) 3598-8075

受付時間 午前9時30分～午後5時00分 土・日・祝日は除く

